

川口市災害廃棄物処理計画 <概要版>



令和8(2026)年3月
川口市

計画の目的

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目的に、本市において想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制、処理方法等を定め、「川口市災害廃棄物処理計画(本計画)」を策定するものである。

被害の想定

<地震災害>

本市の地域防災計画に従い、被災建物棟数と避難所避難者数が最も多い被害想定(震度7(冬18時、風速7m/s))とする。

想定地震	全壊	半壊	合計	避難所避難者数
震度7	22,495棟	30,423棟	52,918棟	57,683人

<風水害>

荒川水系と利根川水系の7河川が同時に氾濫した場合の被害を想定する。

浸水建物数	罹災世帯数	罹災者数
119,395棟	147,108世帯	288,935人

対象とする廃棄物

災害により発生する廃棄物(災害廃棄物)

被災し使用できなくなったもの等を片付ける際に排出される廃棄物と、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある
具体的には、紙、繊維類、プラスチック、木くず、畳・布団、ガラス、コンクリートがら、金属くず、廃家電(4品目)、処理困難物(ガスボンベ・消火器等)など

生活に伴い発生する廃棄物

生活ごみ、避難所ごみ、し尿(被災地以外で発生するごみやし尿も一体で管理)

写真で見る災害廃棄物



木くず



廃畳



コンクリートがら



金属くず



廃家電



処理困難物

注)川口市資料及び災害廃棄物対策フォトチャンネル(環境省)を参考に作成。

基本方針

基本方針1 計画的かつ迅速な処理

公衆衛生を確保し、生活環境を保全するとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、国や埼玉県等とも連携のうえ、計画的かつ迅速に処理を行う

基本方針2 安全確保・環境への配慮

建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬、保管、処理等の作業実施にあたっては、安全性を確保しつつ、大気質、騒音・振動、水質、土壌、悪臭等、周辺生活への影響に十分配慮する

基本方針3 分別・リサイクルの推進

災害廃棄物の仮置場への搬入時や損壊家屋等の解体・撤去時等から可能な限り分別を行い、選別・破碎等によりリサイクルすることで、埋立処分量の低減を図る

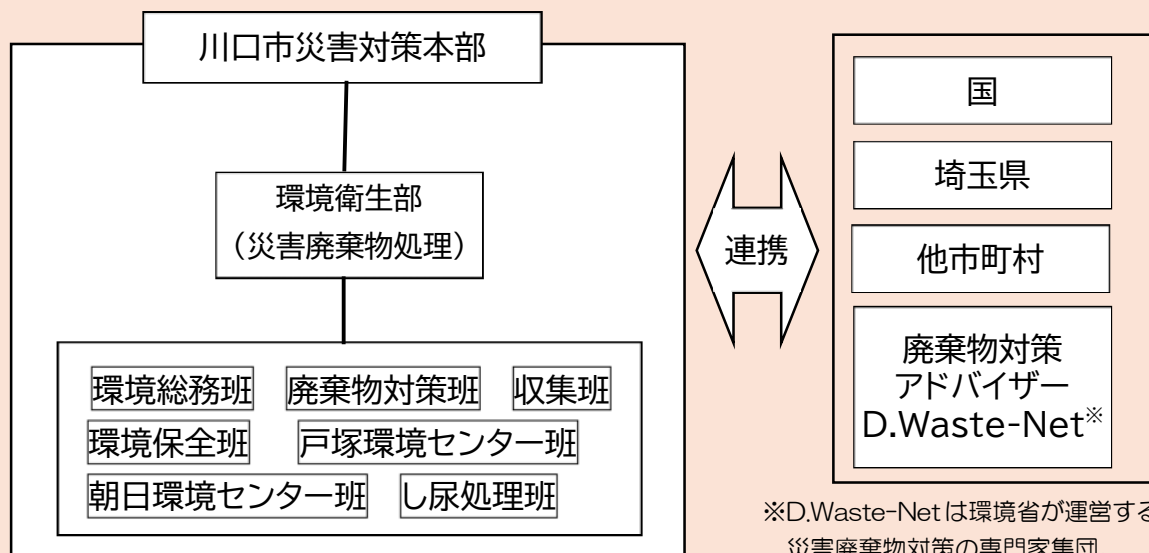
処理目標期間

本市で発生する災害廃棄物は、3年以内に処理を完了させることを目標とする。

内容	処理目標期間
災害廃棄物の撤去(道路上や生活域近辺のもの)	6か月以内
一次仮置場への搬入完了(損壊家屋等の解体・撤去を含めた全ての災害廃棄物)	2年以内
一次仮置場からの搬出完了(二次仮置場への搬入完了)	2年6か月以内
分別・処理・再資源化完了	3年以内

組織体制

環境衛生部の各班は、平常時における環境部に所属する職員で構成される。さらに、他市町村等と災害時の相互応援協定に基づき、受援・支援を実施する。



業務の概要

業務内容及び実施者に関連する各班との連携について以下に示す。

業務内容	実施者	対応班	連携班
官地の廃棄物撤去 ※公道含む	管理者	環境総務班 廃棄物対策班 収集班 戸塚・朝日環境センター班	道路班 公園班 河川班 学校再開班 保育所等再開班
民地の廃棄物撤去 ※私道含む	所有者 管理者	環境総務班 廃棄物対策班 収集班 戸塚・朝日環境センター班	ボランティア班
損壊家屋等解体撤去	土地所有者 家屋所有者 居住者	環境総務班 廃棄物対策班 戸塚・朝日環境センター班	住家の被害認定調査班 罹災証明受付・発行班 建築物等危険度判定班
し尿処理	所有者 管理者	環境総務班 廃棄物対策班 し尿処理班	戦略立案室
分別・処理・再資源化	環境総務班 環境保全班 廃棄物対策班 収集班 戸塚・朝日環境センター班		広報班 本部運営班
二次災害の防止	環境保全班 戸塚・朝日環境センター班		予防班 警防班
進捗管理	環境総務班 廃棄物対策班 戸塚・朝日環境センター班		情報収集・整理班 戦略立案班
広報	環境総務班 廃棄物対策班		広報班 本部運営班
総合調整	環境総務班 廃棄物対策班		環境衛生部全班

災害廃棄物量の推計

(単位:千t)

想定災害	木くず	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	合計
地震災害	474	206	1,024	1,641	40	71	3,455
風水害	504	650	806	1,489	49	86	3,584

※四捨五入で合計が一致しない場合がある。

<焼却施設の処理可能量試算>

本市の焼却施設における3年間の処理可能量は約4万tであり、処理能力の不足が想定される。

発災後 期間	処理能力 (t/日) A	稼働日数 (日/年) B	影響率 C	処理能力 (t/年) D=A×B×C	年間処理量 (t/年) E	処理可能量 (t/年) F=D-E
1年目	580 (720)	280	0.79	128,296 (159,264)	137,611	▲9,315 (21,653)
2年目	580 (720)	280	1.00	162,400 (201,600)	137,611	24,789 (63,989)
3年目	580 (720)	280	1.00	162,400 (201,600)	137,611	24,789 (63,989)
合計	-	-	-	453,096 (562,464)	412,833	40,263 (149,631)

注1)処理能力は、朝日環境センター280t/日(2炉)、戸塚環境センター(現施設)300t/日とした。

注2)朝日環境センターを3炉稼働(420t/日)と仮定した場合を下段()内に示した。

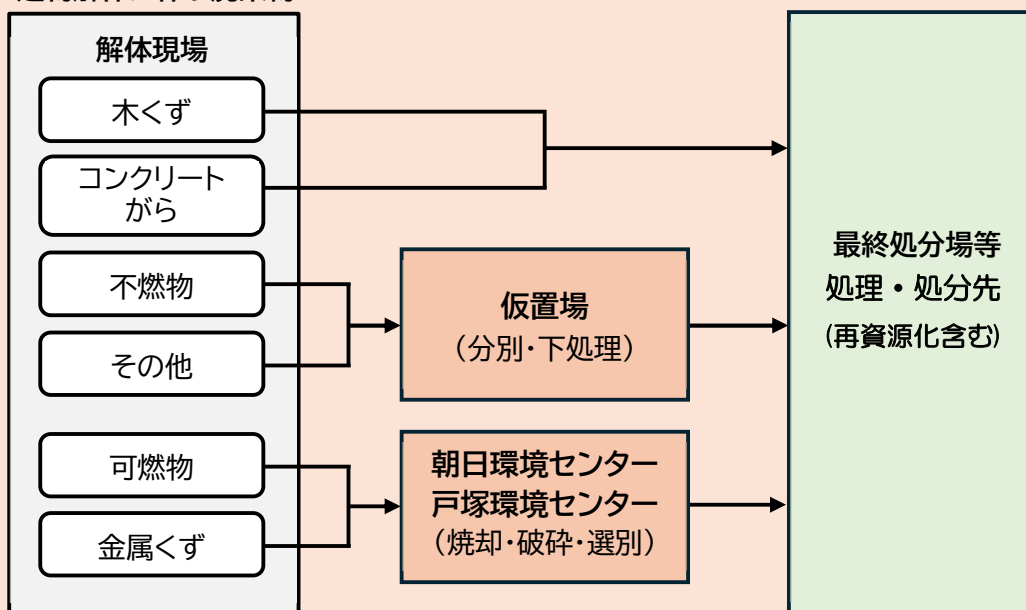
<仮置場必要面積の推計>

災害廃棄物の発生量から試算した結果、仮置場の必要面積は下記の通りとなる。

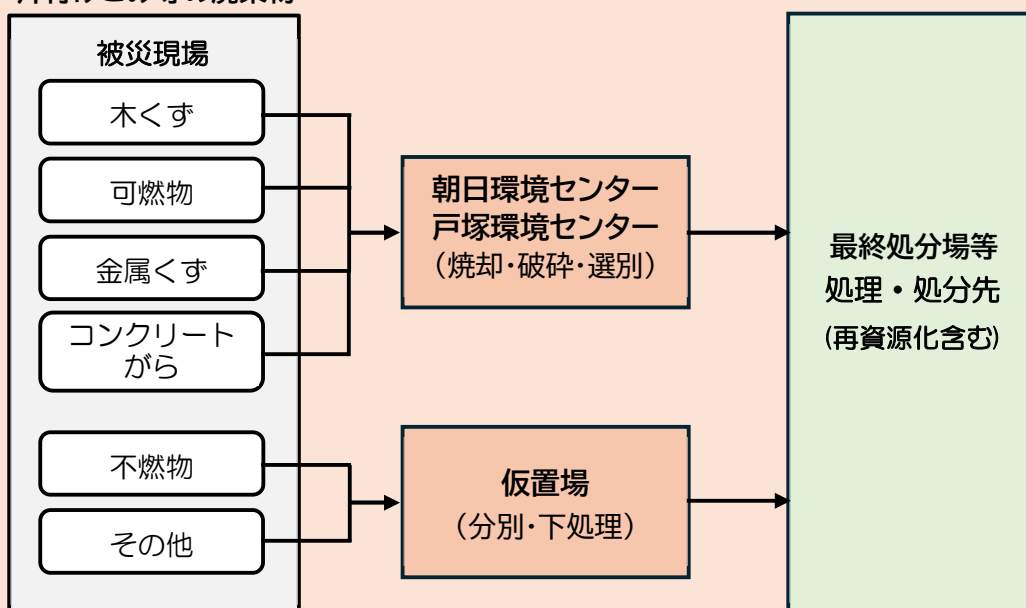
想定災害	不燃物	その他	合計
地震災害	12.4ha	0.9ha	13.3ha
風水害	9.8ha	1.0ha	10.8ha

処理フロー

建物の解体に伴う廃棄物



片付けごみ等の廃棄物



市民等への周知・啓発

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法・ルール等についての市民の理解が重要であることから、ごみの排出ルール(分別方法、便乗ごみの排出禁止)等の情報について、平常時から周知・啓発を行う。

項目	周知内容
排出先	■戸別(自宅前) ■集積所
分別	<ul style="list-style-type: none"> ■可燃物 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ等腐敗するもの、木くず、紙類、繊維類 等 ■不燃物 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家電4品目、PC 等 ■金属くず <ul style="list-style-type: none"> ○ 小型家電、金属製家具、缶詰の缶、鍋、フライパン 等 ■粗大ごみ <ul style="list-style-type: none"> ○ 木製家具、布団、畳 等(一辺が40cm以上のもの) ■コンクリートがら等 <ul style="list-style-type: none"> ○ コンクリート片、コンクリートブロック 等 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスボンベ、消火器、電池、水銀が使用された製品 等
損壊家屋	<ul style="list-style-type: none"> ■対象となる家屋 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害認定調査班により認定された家屋 ■解体等の支援について <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体(必要書類、解体前に申請者のすべき事項 等)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■災害廃棄物であることの証明方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所記載の身分証明書、罹災証明書 等 ■禁止事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き 等 ■集積所 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時どおり生活ごみの排出に限る

災害廃棄物に関するパンフレット(令和2年10月、川口市)の抜粋

災害廃棄物の出し方

3つのポイント

- 1 自宅前にお出しください
- 2 分別にご協力を
- 3 「災害廃棄物」と明記

災害発生時のごみ処理について

未被害を受けたかた(地域) | 被害を受けたかた(地域)

災害発生時と、みんなが支えるべき災害時のルール

災害廃棄物を出すときのポイント

どれを持っていけばいいのかな? 知り底で覚えてね

し尿の処理

<し尿処理発生量の推計>

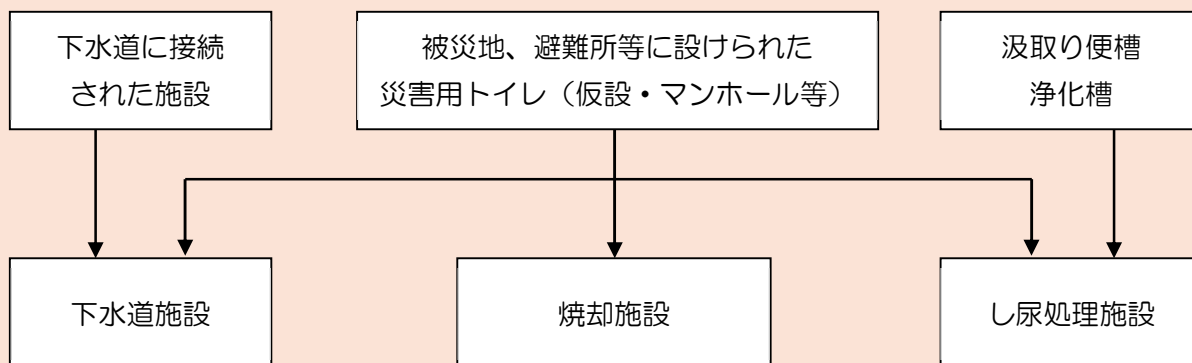
想定災害	総人口	避難者数	上水道断水率	災害用トイレ必要人数	し尿処理発生量
地震災害	605,780人	57,683人	70.5%	250,378人	428kl/日
風水害		81,904人	61.6%	242,758人	415kl/日

<し尿処理可能量の試算>

(単位:kl/日)

想定災害	災害関連のし尿発生量	通常の処理量	計	し尿処理施設の処理能力	能力の過不足
地震災害	428	95	523	140	▲383
風水害	415		510		▲370

<し尿処理フロー>



事前対策とマネジメント

<処理施設と業務の事前対策>

一般廃棄物処理施設の地震に対するさらなる強靱化や水害対策について検討を進めるとともに、補修体制の整備を図る。あわせて、業務継続計画(BCP)の考え方を導入し、災害時の適切な対応を図る。

○一般廃棄物処理施設の強靱化

○業務継続計画(BCP)

<災害廃棄物処理のマネジメント>

災害廃棄物等の迅速かつ円滑・適切な処理を実現するため、処理状況、業務の達成状況、人材・資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進捗管理を行う。

○災害廃棄物処理事業の進捗管理

○災害廃棄物処理事業費の管理

○災害廃棄物処理の記録

<災害廃棄物処理に関する教育・訓練>

災害時には通常業務に加え、一時的に大量の業務が発生するため、これらの業務を適正に対応できる人材と能力の開発が必要である。そのため、講義・図上演習・訓練等、年次と経験に応じた研修を実践し、知識習得、能力向上、技術深化を図る。

○災害廃棄物に必要な人材及び能力

○研修・訓練による人材育成

災害廃棄物分野における研修体系の事例

研修の種類		災害廃棄物分野で想定される研修内容
講義		①被災経験者による過去の災害廃棄物処理事例における課題やノウハウに関する講義 ②有識者による一般化された知識を体系的に習得する講義
演習(参加型研修)	討論型図上演習	③所与の被災状況における災害廃棄物処理の状況(発生する課題)と対応策を議論するワークショップ ④所与の被災状況における災害廃棄物処理の具体的な対策を試行する机上演習 ⑤災害エスノグラフィー※に基づいた個別の災害廃棄物処理局面(仮置場の管理等)における様々な判断を題材としたグループディスカッション
	対応型図上演習(問題発見型)	⑥実際にあった過去の災害廃棄物処理の状況に沿った状況付与を災害時間に沿って行い、現行体制の問題点を整理する机上演習
	対応型図上演習(計画検証型)	⑦事前に策定した災害廃棄物処理計画を用い、実際の災害状況を模擬して付与される状況(課題)に対応できるか検証する机上演習
訓練		⑧混合廃棄物や有害廃棄物の分別・取り扱い訓練、仮置場での実働訓練(実技)

※災害エスノグラフィーとは、被災者の体験談(「語り」)を基に、災害時の具体的なプロセス(避難、生活再建など)を時系列で再現・体系化した「災害の生きた記録」です。

川口市災害廃棄物処理計画(概要版)

令和8(2026)年3月発行

川口市 環境部 資源循環課

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

TEL 048-228-5370 FAX 048-228-5322

